第４５号議案

　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年６月２３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

　品川区特別区税条例（昭和３９年品川区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第１５条第４項を次のように改める。

４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第２４条第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第１５条第６項を次のように改める。

６　前項の規定は、前年分の所得税に係る第２４条第１項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第２０条の２第１項中「特定配当等申告書」および「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第２項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第２３条第１項ただし書中「所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第２４条の２の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名

第２４条の３の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中「、扶養親族」を「、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第３６条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）または扶養親族」に改め、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　特定配偶者の氏名

第３６条の７中「第２条第４項ただし書」を「第２条第３項ただし書」に改める。

付則第３条の５の２第１項中「令和１５年度」を「令和２０年度」に、「令和３年」を「令和７年」に改める。

　付則第７条第２項を次のように改める。

２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

付則第１１条第３項中「、第３７条の８または第３７条の９」を「または第３７条の８」に改める。

付則第１４条の２第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第２４条第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第１４条の３第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第２４条第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第１４条の３第６項中「年の翌年の４月１日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）」を削る。

付則第１９条を削る。

　　　付　則

　（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年１月１日から施行する。ただし、第１５条第４項および第６項、第２０条の２第１項および第２項ならびに第２３条第１項ただし書の改正規定、付則第７条第２項、第１４条の２第４項ならびに第１４条の３第４項および第６項の改正規定、次条第３項の規定ならびに付則第３条の規定（品川区特別区税条例の一部を改正する条例（令和３年品川区条例第２０号）付則第２条の改正規定に限る。）は、令和６年１月１日から施行する。

　（経過措置）

第２条　改正後の品川区特別区税条例（以下この項および次項において「新条例」という。）第２４条の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２４条の２第１項に規定する給与について提出する同項および同条第２項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の品川区特別区税条例（次項において「旧条例」という。）第２４条の２第１項に規定する給与について提出した同項および同条第２項に規定する申告書については、なお従前の例による。

２　新条例第２４条の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第２４条の３第１項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第２４条の３第１項に規定する申告書については、なお従前の例による。

３　前条ただし書に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和５年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

（品川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　品川区特別区税条例の一部を改正する条例（令和３年品川区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２４条の３第１項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢１６歳未満の者または」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

付則第２条中「の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分」を「第１０条第２項、第１４条第１号および第２４条の３第１項の規定」に改める。

（説明）地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。​